

第6章 畜産局

第1節 畜産再編総合対策

1 対策の趣旨

我が国畜産は、経済の高度成長を背景とする食生活の高度化、多様化の進行の中で、経営規模の拡大を伴いながら急速な量的拡大を遂げ、農業の基幹的部門に成長し、食生活の向上及び農業所得の確保に重要な役割を果たしてきた。

近年、国民経済の安定成長が定着する中で、量的拡大から質的充実への国民の関心の移行、高齢化社会の進行等により食料消費は量的には飽和状態に達しつつあることなどから、畜産物の需要は、従来のような高いペースでの伸びから緩やかな伸びに転じている。一方、牛肉の輸入自由化、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ等国際化の進展の中で、我が国畜産の存立基盤を確保するためには、生産性の向上、経営技術の高度化等経営体質の強化及び畜産物需給動向への的確な対応を主眼とした地域畜産構造の再編を早急に促進する必要がある。

このため、地域の実情に応じた地域ぐるみの生産から加工・流通までを一体とした畜産の再編成を計画的かつ効率的に推進することが重要な課題となっている。

これらの畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえ、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの期間に、効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主性と創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域畜産構造の再編のための総合的な施策を展開しようとするものである。

2 対策の実施

畜産再編総合対策は、市町村農業生産総合振興計画、あるいは、都道府県農業生産総合振興基本方針に即し、各種関連対策との連携の下に、市町村段階、都道府県段階において、地域の実情に応じつつ本対策の各事業を適切に組み合わせることにより、総合的かつ有機的

に実施するものである。

8年度においては、地域畜産の再編、中山間地域の活性化、畜産経営技術の高度化のための支援指導、飼料の生産・利用の効率化、環境保全型畜産の確立、家畜改良増殖対策、家畜衛生対策、畜産新技術の実用化・普及の推進、畜産物の流通の合理化等の各種事業を総合的に実施した。

また、平成8年度において、平成6年10月に決定されたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づく関連対策として、「地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備」に畜産再編総合対策（補正予算額15億円）を計上したほか、病原性大腸菌O-157による食中毒の発生に対応して、大家畜における早期・迅速な検査・診断及び病勢鑑定材料の円滑な処理並びにと畜段階における食肉の衛生処理に係る対策（補正予算額3億円）を実施した。

事業の内容

市町村段階において行う事業については市町村農業生産総合振興計画に基づき、都道府県段階において行う事業については都道府県農業生産総合振興基本方針に基づき、全国段階において行う事業については全国的見地からの調整を図りつつ、①離農跡地の効率的な利活用、意欲ある経営体の育成、生産技術の高度化、地域畜産の再編整備に必要な拠点的な共同利用施設その他の畜産施設の整備、②農業生産条件が不利な中山間地域の活性化の促進、③飼料基盤の整備、自給飼料生産の拡大及び低コスト化等の促進、④畜産環境の保全、家畜ふん尿の土壌還元利用等の促進、⑤家畜市場、食肉処理施設等の広域畜産流通施設等の整備、⑥家畜改良施設、飼料利用高度化施設及び家畜衛生施設の整備、⑦畜産経営技術の指導体制の整備及び濃密かつ重点的な指導並びに家畜生産利用技術等の改善の促進、⑧飼料作物の生産性の向上と飼料利用の合理化の促進、⑨家畜の計画交配、能力検定等による優良な種畜の作出、選抜等の推進、⑩自衛防疫等の推進による家畜の衛生管理の促進、⑪畜産物の需給の円滑な調整及び流通消費の改善の推進、⑫畜産新技術についての実証展示とその普及の促進等に係る各種事業を弾力的かつ効率的に実施した。

表 1 予算額（補正予算を含む）

畜産再編総合対策事業	104億円
畜産再編総合対策推進事業	75億円
合 計	179億円

第 2 節 酪 農 対 策

1 牛乳乳製品の需給

最近の牛乳乳製品の需給については、7年度は、生乳生産の回復の遅れ等により、脱脂粉乳の需要が逼迫したことから、カレントアクセス分を含む脱脂粉乳 3万5千tの輸入が実施された。

8年度については、年度当初から生乳生産が前年を上回って推移するなかで、飲用需要、乳製品需要とも好調に推移したため、生産者団体は計画生産を9月に上方修正（前年度計画比100.5%→102.5%）した。生乳生産は、年度後半に入り伸び率が低下したものの、前年度をわずかに上回った（866万t、前年度比2.3%増）。

飲用需要はほぼ前年度並みとなった（519万t、前年度比0.7%増）が、乳製品向け生乳処理量は、生乳生産の増加により前年度をやや上回った（335万t、前年度比5.2%増）。

また、脱脂粉乳の需要は、乳飲料関係を中心に需要が好調であったことから、カレントアクセス分を含む3万2千tの輸入を実施した。なお、一時間問題となったバターの過剰在庫は解消されつつある。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格の算定に必要な主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）の生産費等を把握するため、主要な乳製品工場、市乳処理場を対象として、牛乳乳製品の製品別原材料費、加工処理に要する経費、一般管理販売費及び支払利子について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 牛乳乳製品工場調査

乳業の合理化を図るための基礎資料を得るため、全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況について調査した。

(3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の保証価格の算定基準とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団

体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大を推進する資料とするため、全国の牛乳小売店300店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

(5) 牛乳乳製品価格調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格の算定のための基礎資料とするほか、酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者及び小売業者を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

(6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情の把握の資料とするため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

(7) 乳製品流通消費調査

酪農行政に必要な牛乳乳製品の需給事情を把握するため、牛乳乳製品の製造業者及び乳製品の実需者を対象として、乳製品の種類別及び用途別の消費量を調査した。

3 生乳取引・流通改善対策

(1) 本対策の趣旨

生乳の需給調整等、新たな生乳取引の推進及び生乳計画生産の強力な推進等を行うため、都道府県、(社)中央酪農会議、指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 生乳需給調整等対策事業

都道府県は、生乳の適正かつ円滑な需給の調整を図るため、(ア)都道府県生乳需給調整会議を開催する等、生乳の生産出荷の調整を図るための指導、(イ)生乳生産者団体・地域乳業者を対象とした生乳の生産、搬出入等の調査分析、(ウ)乳質管理向上に関する検討会を開催し、乳質管理向上対策につき指導を実施した。

イ 指定団体生乳需給調整推進事業

指定生乳生産者団体は、需給に即した生乳の計画的

生産の円滑な推進及び業務の円滑な運営を図るため、
(ア)県域及び地区ごとに生乳生産計画推進会議の開催及び現地指導、(イ)生乳生産の動向を把握するための酪農家の実態調査等を行った。

ウ 中央団体生乳流通改善調整指導事業

(ロ)中央酪農会議は、指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売、生乳計画生産及び生乳出荷調整について、その円滑な推進を図るため、(ア)全国及び地域生乳需給調整会議を開催するとともに、指定生乳生産者団体の生乳受託販売計画の指導調整、(イ)指定生乳生産者団体の組織の強化、生乳の受託販売体制の整備充実等を図るための現地指導、専門家による経営診断及び生乳受託販売促進研修会等の開催、(ウ)生乳の計画生産を円滑に推進するため現地調査の実施、全国生乳計画生産推進会議の開催等のほか、生乳の計画的生産の調査分析を行った。

エ 乳成分取引総合推進対策事業

生乳の取引において、乳脂肪分のほか無脂乳固形分を加えた新たな生乳取引（乳成分取引）の推進・定着及び乳質の向上を図るため、(ロ)中央酪農会議、都道府県及び指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(ア) 乳成分取引等推進指導事業

(ロ)中央酪農会議において、乳成分取引の推進・定着及び乳質基準等の改善を行うため、検討会、現地調査・指導、乳質の調査分析等を実施した。

都道府県において、乳成分取引の推進・定着のため、検討会、生産者団体等に対する指導を実施した。

指定生乳生産者団体において、乳成分取引の推進・定着を図るため検討会及び乳質の調査並びに生産者に対する乳質向上のための指導等を実施した。

(イ) 乳成分取引等体制整備事業

乳成分取引の円滑な実施を推進するため、生乳検査に必要な効率的な乳質検査機器（SNF測定機、体細胞数測定機、細菌数測定機、連続自動測定調整機等）を都道府県、指定生乳生産者団体等において導入した。

オ 生乳広域流通組織化モデル事業

生乳の広域流通に対応したブロック単位の集送乳合理化や、需給調整体制の整備等をモデル的に実施するため、都道府県、(ロ)中央酪農会議、全国農業協同組合中央会等に対し指導及び助成を行った。

(ア) 生乳ブロック流通モデル事業

生乳の円滑なブロック流通を推進するため、モデルブロックにおいてブロック協議会等の設立を指導し、これに対し生乳流通情報の収集・管理・提供等を行うためのシステム開発及び情報処理機器等の整備を行っ

た。

(イ) 生乳広域流通促進事業

生乳のブロック流通体制の全国的推進を図るため、推進会議を全国のブロックで開催すると共に、生乳の広域的な集送乳合理化・需給調整手法及び円滑な生乳取引手法等について、委員会を設置して実態調査等の結果を基にシミュレーション分析等を行った。

カ 酪農経営体育成強化推進指導事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営へ早急に集約し生産構造を改善するため、生乳生産の移動を推進するための検討会議の開催、指導を行った。

キ 酪農経営体育成強化緊急対策事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、指定生乳生産者団体等のあっせん機能を活用しつつ、減頭見合いで増頭を行うものに対する支援を行った。

4 乳業及び流通の合理化対策

(1) 本対策の趣旨

近年、国際化への対応、内外価格差の縮小等が求められる中、酪農の生産性向上が図られているところであるが、乳業及び流通について、その合理化を図ることにより、消費者の納得し得る価格での牛乳乳製品の供給に資することを目的としたものである。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 乳業再編総合対策事業

(ア) 乳業再編総合対策推進事業

乳業再編合理化推進のため、協議会を開催し、「酪農及び肉用牛生産の近代化基本方針」に即した乳業再編全国計画の策定・指導等を行った。さらに、地域ブロック・都道府県の乳業再編合理化推進のため、協議会を設置し、乳業再編ブロック計画及び都道府県再編計画の策定・指導等を行うとともに、経営コンサルティングの実施、セミナーの開催、現地研修会の開催等を行った。

(ロ)日本乳製品協会、都道府県等は、乳業の規模及びその立地の適正化のためのビジョンに即し、関係者との調整を図りつつ、乳業の合理化等に関する指導等を行った。

(イ) 乳業再編整備等対策事業

① 乳業施設再編合理化対策

乳業の再編合理化を促進するため、生産性の低い既存の工場設備を廃棄し、新たに近代的かつ効率的な乳業施設の整備を行った。

② 広域需給調整施設整備対策

生乳流通の合理化を図るため、生乳生産地にクーラーステーション（一時貯乳施設）の整備を行った。

イ 飲用牛乳等地域流通販売活性化事業

(社)全国牛乳普及協会は、地域における飲用牛乳等の流通販売の活性化を図るための活性化計画の策定等を実施した。

5 乳製品に係るUR農業合意

ガット・ウルグアイ・ラウンド (UR) 交渉は、61年以来7年余りにわたる交渉の末、平成5年12月15日、ジュネーブで開催された貿易交渉委員会 (TNC) において実質的な合意に達し、平成6年4月には、WTO協定がモロッコのマラケシュにおける閣僚会合で署名された。UR農業合意の基本的な構造は、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、原則として6年間かけて実施していくというものである。

乳製品に関しては、

(1)すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を6年間で最低15%削減

(2)現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち畜産振興事業団による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入
という内容であるが、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

第 3 節 畜産物の価格流通対策

1 畜産振興審議会

第37回畜産振興審議会は、9年3月14日農林水産省三番町分庁舎において開催された。

なお、委員の任期は「審議会令」により2年とされており、9年3月14日付けで委員及び特別委員が、次のとおり任命された。

畜産振興審議会委員

足立 己幸	女子栄養大学教授
伊東依久子	消費科学連合会副会長
今村奈良臣	日本女子大学家政学部教授
岩崎 充利	財団法人畜産環境整備機構理事長
上野 千里	酪農自営業
江渡 進	協同組合日本飼料工業会会長
遠藤 幸男	肉用牛自営業
甲斐 諭	九州大学農学部助教授
金森 房子	東京都立短期大学講師
岸 康彦	元日本経済新聞社論説委員
栗原 喜一	元共同通信社論説副委員長
桑原 茂人	読売新聞社論説委員
正野 勝也	社団法人日本乳製品協会会長
須田 洵	日本中央競馬会常務理事
千代 正直	全国農業協同組合中央会副会長
中瀬 信三	社団法人家畜改良事業団理事長
並河 澄	社団法人全国和牛登録協会会長
西村 博司	北海道副知事

表 2 主要な乳製品の関税相当量 (TE) 又は一般関税の削減計画

	基準関税水準 →	2000年
脱脂粉乳	466 ¥ / kg + 25%	396 ¥ / kg + 21.3%
バター	1,159 ¥ / kg + 35%	985 ¥ / kg + 29.8%
全脂粉乳	720 ¥ / kg + 30%	612 ¥ / kg + 25.5%
全脂加糖れん乳	599 ¥ / kg + 30%	509 ¥ / kg + 25.5%
脱脂加糖れん乳	299 ¥ / kg + 30%	254 ¥ / kg + 25.5%
脱脂無糖れん乳	299 ¥ / kg + 25%	254 ¥ / kg + 21.3%
ホエイパウダー	500 ¥ / kg + 35%	425 ¥ / kg + 29.8%
クリーム (脂肪分45%以下)	747 ¥ / kg + 25%	635 ¥ / kg + 21.3%
ヨーグルト	1,076 ¥ / kg + 35%	915 ¥ / kg + 29.8%
プロセスチーズ	40%	40%
ナチュラルチーズ		
(ゴーダー、チェダー)	35%	29.8%
(粉チーズ)	35%	26.3%
(ピザ用冷凍チーズ)	35%	22.4%
アイスクリーム		
(しよ糖50%未満)	28%	21%
フローズンヨーグルト	35%	26.3%
調製食用脂	1,363 ¥ / kg + 35%	1,159 ¥ / kg + 29.8%
ココア調整品 (無糖)	25%	21.3%

花木 常夫 社団法人日本養鶏協会副会長
 藤原 和人 農林漁業金融公庫副総裁
 前川盛太郎 全国町村会常任理事
 甕 滋 地方競馬全国協会会長
 森口 旻 全国農業協同組合連合会副会長
 吉田小夜子 養豚自営業
 畜産振興審議会特別委員
 井島 榮治 社団法人日本食鳥協会会長
 伊藤 研一 日本ハム・ソーセイジ工業協同組合副理
 事長
 伊藤 義浩 全国牛乳商業組合連合会会長
 今井 清 日本大学生物資源科学部教授
 入谷 明 近畿大学生物理工学部教授
 香川 莊一 社団法人中央畜産会専務理事
 金川 幹司 社団法人北海道酪農協会会長
 亀岡 暄一 社団法人日本科学飼料協会理事長
 生源寺真一 東京大学大学院教授
 鈴木 正 いわい東農業協同組合代表理事
 竹内 啓 岩手大学農学部教授
 内藤 進 社団法人全国肉用牛協会専務理事
 中田 俊男 全国乳業協同組合連合会副会長
 中村 裕 全国農業会議所事務局長
 西中 啓二 全国畜産農業協同組合連合会専務理事
 西原 高一 社団法人中央酪農会議専務理事
 萩原 正敏 社団法人日本卵業協会会長
 福岡伊三夫 全国食肉事業協同組合連合会会長
 堀 喬 全国農業協同組合連合会常務理事
 堀内 潤一 全国開拓農業協同組合連合会専務理事
 水間 豊 東北大学名誉教授
 向田 孝志 財団法人北海道農業開発公社理事長
 森 治良 社団法人日本食肉市場卸売協会会長
 山田 修造 飼料輸出入協議会理事長

審議会の各部会の委員及び特別委員は、次のとおりである。

【企画部会】

委員 足立己幸、伊東依久子、岩崎充利、上野千里、遠藤幸男、金森房子、岸康彦、栗原喜一、桑原茂人、正野勝也、須田洵、千代正直、西村博司、藤原和人、甕滋、森口旻

特別委員 伊藤研一、生源寺真一、鈴木正、内藤進、中村裕、福岡伊三夫、水間豊

【家畜改良増殖部会】

委員 甲斐諭、正野勝也、須田洵、中瀬信三、並河澄、花木常夫、吉田小夜子

特別委員 伊藤研一、入谷明、香川莊一、金川幹司、堀喬、水間豊

【酪農部会】

委員 足立己幸、伊東依久子、岩崎充利、上野千里、甲斐諭、金森房子、岸康彦、栗原喜一、桑原茂人、正野勝也、須田洵、千代正直、中瀬信三、西村博司、藤原和人、前川盛太郎、甕滋、森口旻

特別委員 伊藤義浩、香川莊一、生源寺真一、鈴木正、中田俊男、西原高一、向田孝志

【養鶏部会】

委員 江渡進、伊東依久子、金森房子、桑原茂人、千代正直、花木常夫、甕滋

特別委員 井島榮治、今井清、香川莊一、竹内啓、萩原正敏、堀喬、水間豊

【食肉部会】

委員 足立己幸、伊東依久子、岩崎充利、上野千里、遠藤幸男、甲斐諭、金森房子、岸康彦、栗原喜一、桑原茂人、須田洵、千代正直、中瀬信三、藤原和人、前川盛太郎、甕滋、森口旻、吉田小夜子

特別委員 伊藤研一、生源寺真一、内藤進、西中啓二、福岡伊三夫、堀内潤一、水間豊、森治良

【飼料部会】

委員 岩崎充利、江渡進、岸康彦、栗原喜一、須田洵、中瀬信三、並河澄、西村博司、藤原和人、前川盛太郎、甕滋、森口旻

特別委員 亀岡暄一、中村裕、山田修造

農林水産大臣から諮問された事項を審議するため、3月18日に飼料部会、3月26日に食肉部会、3月27日に酪農部会がそれぞれ開催され、3月18日の飼料部会においては、「9年度飼料需給計画」（諮問別記(1)）、3月26日の食肉部会においては「9年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記(2)）、「9年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記(3)）、3月27日の酪農部会においては、「9年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記(4)）につき審議が行われた。

これらの各部会での審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申（別記(5)）がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、9年度の指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格、加工原料乳の保証価格等が決定され、3月31日に告示（別記(6)）された。

別記(1)

9 畜 B 第 244 号
平成 9 年 3 月 14 日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 藤本 孝雄
諮 問

飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）第 3 条の規定に基づき政府が行う輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しに関する平成 9 年度飼料需給計画を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。
別記(2)

9 畜 A 第 520 号
平成 9 年 3 月 14 日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 藤本 孝雄
諮 問

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 9 年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。
別記(3)

9 畜 A 第 521 号
平成 9 年 3 月 14 日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 藤本 孝雄
諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 9 年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。
別記(4)

9 畜 A 第 515 号
平成 9 年 3 月 14 日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 藤本 孝雄
諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき平成 9 年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(5)

(飼料部会)

9 畜審第 3 号
平成 9 年 3 月 18 日

農林水産大臣 藤本 孝雄殿

畜産振興審議会
会長今村奈良臣

平成 9 年度飼料需給計画について（答申）

平成 9 年 3 月 14 日付け 9 畜 B 第 244 号をもって諮問のあった平成 9 年度飼料需給計画については、政府試案により決定することを適当と認める。

なお、併せて下記のとおり決議する。

記

畜産物の安定供給と生産コストの低減を図る上にあって飼料費の節減及び飼料の安定供給が極めて重要であることに鑑み、次の点に留意して飼料行政を的確に推進すること。

1 自給飼料については、輸入粗飼料の増加と畜産環境問題の深刻化の中、農家の自主的経営努力を生かしつつ、生産コストの引下げと飼料生産基盤の強化により土地基盤に立脚した大家畜畜産経営の体質強化を図ることが一層重要となっている。

このため、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即し、草地の造成・整備の計画的推進による飼料生産基盤の拡充整備、既耕地・低利用地等を含めた畜産農家への集積、稲わら等の利活用、里山・林野・公共牧場等の活用による放牧の普及、飼料生産の共同化・受託組織の育成、優良な草種・品種の普及、飼料生産利用・放牧技術の向上等の促進を図ること。

2 濃厚飼料については、飼料穀物の国際需給情勢に鑑み、配合飼料価格安定制度について、その財源の充実を図るとともに、配合飼料の価格変動が畜産経営に及ぼす影響に十分配慮し、制度の適切な運用に努めること。

政府操作飼料についても、その需給及び価格の安定に努めること。

飼料穀物の備蓄対策については、円滑な運用に万全を期すること。

また、製造・流通の合理化努力等を通じて適正な価格形成が図られるよう一層の努力を払うこと。特に、単体飼料用とうもろこし及び大麦の丸粒流通措置について制度の一層の普及に努めるとともに、今後とも、規制緩和の推進に努めること。

さらに、国民の食生活において重要な地位を占める畜産物の安全性を確保するため、都道府県とも連

携し、流通飼料の安全性確保体制の万全を期すること。

(食肉部会)

9 畜審第5号

平成9年3月26日

農林水産大臣 藤本 孝雄殿

畜産振興審議会

会長今村奈良臣

答 申

平成9年3月14日付け9畜A第520号で諮問があった平成9年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成9年3月14日付け9畜A第521号で諮問があった平成9年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

- 2 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については、平成9年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、家畜改良増殖目標等に示された中長期的展望の実現に向け、施策の総合的な展開を図ること。
- 2 肉用牛生産の維持・拡大を図るため、肉用子牛生産者補給金制度の安定的な運営に努めるとともに、繁殖雌牛の増頭対策、肉用子牛生産の維持拡大対策、肥育経営の安定緊急対策、地方特定品種対策等を推進すること。また、乳用種牛肉の競争力強化と乳用種子牛育成経営の安定を図るための対策を充実すること。
- 3 肉豚生産の維持・拡大と養豚経営の体質強化を図るため、優良種豚の導入、先進技術の活用等を推進するとともに、地域における養豚振興活動に対する

支援を充実すること。また、地域肉豚生産安定基金の適切な運用が図られるよう、都道府県を指導すること。

- 4 畜産経営の大規模化や畜産物輸入の拡大により新たな疾病の発生・まん延が懸念されることから、効果的かつ効率的な家畜防疫制度の整備に努めること。
- 5 台湾における口蹄疫の発生を踏まえ、その国内への侵入防止及び国内における防疫体制の整備に万全を期すること。
- 6 生産コストの低減に資するため、新たな設計基準に基づく畜舎建築の推進等生産資材に係る諸規制の緩和に引き続き努めること。また、家畜ふん尿処理等に係る環境保全対策を積極的に推進するため、個別経営体を含めた畜産経営に対する指導の強化と併せて処理施設の整備の促進を図ること。さらに、肉用牛及び養豚経営の体質強化を図るため、経営、財務管理等に係る指導体制の整備を推進すること。
- 7 病原性大腸菌O-157による食中毒問題の発生等に鑑み、食肉の安全性を確保するため、食肉の生産・流通の各段階における衛生管理の強化と所要の施設等の整備を図ること。また、食肉流通の合理化を推進するため、産地食肉処理施設の再編整備を推進すること。
- 8 消費者のニーズに対応し、食肉に関する適正表示の推進、食肉に関する知識や情報の提供、国産食肉の消費拡大等の施策を推進すること。

(酪農部会)

9 畜審第6号

平成9年3月27日

農林水産大臣 藤本 孝雄殿

畜産振興審議会

会長今村奈良臣

答 申

平成9年3月14日付け9畜A第515号で諮問のあった平成9年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

政府諮問に係る保証価格等及び限度数量については、生産条件、消費の動向及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

建 議

1 我が国酪農の安定及び健全な発展が図られるよう、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即し、長期的展望に立つて施策の総合的な展開を図ること。

2 最近の消費動向及び国民の栄養摂取の実態にかんがみ、関係各方面との連携を図りつつ、牛乳・乳製品に対する知識及び情報の普及、新商品の開発等を通じ消費の一層の拡大に努めること。

特に、今後さらなる需要の拡大が見込まれる国産ナチュラルチーズ及び国際市場の影響を受けにくい生クリーム等の液状乳製品について、生産の拡大・振興及び消費の拡大を図ること。

3 生乳の広域流通の進展を踏まえ、集送乳の合理化等により生乳流通コストの低減を図るとともに、予期し難い需給の変動により発生する余剰生乳について、その効率的な処理及び販路の拡大に向けた生産者の自主的な取り組みを支援すること。

また、無脂乳固形分を加味した乳成分取引のさらなる定着促進を図ること。

4 国際化の進展に対応し、我が国乳業の経営体質と国際競争力を強化するため、乳業工場の再編合理化を総合的に推進すること。

5 ゆとりある酪農を実現するため、酪農ヘルパー、コントラクターの普及・定着を図るとともに、自動搾乳システムの実用化といった新たな技術の開発・普及を図ること。

また、経営の安定と地域農業の健全な発展を図るため、自給飼料基盤の拡充に努めるとともに、家畜ふん尿処理等に関する環境保全対策を推進すること。

別記(6)

農林水産省告示第471号

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成9年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成9年3月31日

農林水産大臣 藤本 孝雄

1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額及び地方消費税額分を含む。）とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格	385円
安定上位価格	510円

(2) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格	360円
安定上位価格	475円

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額及び地方消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	810円
安定上位価格	1,050円

農林水産省告示第472号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成9年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成9年3月31日

農林水産大臣 藤本 孝雄

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額及び地方消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1頭につき、 304,000円
褐毛和種	1頭につき、 280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1頭につき、 203,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 156,000円

農林水産省告示第473号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成9年3月31日

農林水産大臣 藤本 孝雄

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額及び地方消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1頭につき、 267,000円
褐毛和種	1頭につき、 246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1頭につき、 150,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、

111,000円

- 2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。

農林水産省告示第474号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき、平成9年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成9年3月31日

農林水産大臣 藤本 孝雄

1 加工原料乳の保証価格

単 位 保証価格

1キログラム 74.27円

2 加工原料乳の基準取引価格

単 位 基準取引価格

1キログラム 63.40円

3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

2,400千トン

4 指定乳製品の安定指標価格

種 類	単 位	安定指標価格
バター	1キログラム	965円
脱脂粉乳	25キログラム	13,090円
全脂加糖れん乳	24.5キログラム	8,211円
脱脂加糖れん乳	25.5キログラム	7,333円

注1 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分3.5パーセントの加工原料乳について定めたものである。

- 2 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたものである。

2 農畜産業振興事業団の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

8年度における主要乳製品のバター及び脱脂粉乳の生産量は、生乳生産量がわずかに前年を上回ったもの

の、生クリーム等への仕向が大幅に伸びたことから、バターが前年度比103.5%、脱脂粉乳が前年度比102.9%とややないしわずかな伸びに留まった。

このような状況下において、国際約束に基づくカレントアクセス分として脱脂粉乳17,576tを輸入し、7月まで順次売渡しを行ったが、需給状況が逼迫したことから、14,912tを緊急輸入し、11月までに全量を売渡した。

脱脂粉乳以外のカレントアクセス分については、国際約束に従って、売買同時入札方式によりホエイパウダー及びたんぱく質濃縮ホエイ2,394tの売買を実施した。このほか、前年度から持ち越した従来方式により輸入したたんぱく質濃縮ホエイ450tについては、11月まで順次売渡しを行い、8年度分として9年3月に771tを輸入し、在庫として次年度へ持ち越した。

また、事業団以外の者の指定乳製品等の輸入については、事業団の買入れ・売戻し件数は169件で、その数量は358tとなった。

バターは、8年度当初には30千t弱の在庫水準であったが、消費量が生産量を上回ったこと及び指定助成対象事業による「生クリーム等生産拡大促進事業」を実施したこともあり、年度末では、27千t強の水準となった。

イ 指定食肉

指定食肉の8年度における卸売価格は、牛肉については、安定上位価格を上回って推移した。また、豚肉については、輸入量の増加に伴う7月1日からの緊急措置の発動等により卸売価格は、概ね安定価格帯の中心価格を超えて推移した。

ウ 鶏卵

8年度の鶏卵の補てん基準価格は、168円/kgと定められた。卸売価格は、205円/kg(前年度比103.5%)と大幅に上昇した。補てん状況については、6月及び7月に(社)全国鶏卵価格安定基金及び(社)全日本卵価安定基金による価格差補てんが行われたが、その後は、価格の回復から補てんはなされなかった。

(2) 債務保証業務

8年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証3億9,600万円(9件)であった。期中における新規保証額は、3億9,300万円(8件)であり、また償還額は、3億9,600万円であったので、年度末保証残高は、運転資金に係る保証3億9,300万円となった。

(3) 助成業務

ア 学校給食用牛乳供給事業

8年度においては、従来の学校単位毎の牛乳供給日数に応じた消費拡大分の助成に加え、供給合理化計画

を策定した場合に助成を実施し、牛乳供給量45万3,996klについて、合計52億1,542万円の補助を行った。

本事業により学校給食用の牛乳供給を実施した学校は、小学校2万3,954校（全国総数対比97.8%）、中学校9,560校（同84.8%）、夜間高等学校794校（97.7%）及びその他校816校（83.7%）で、合計3万5,124校（同93.6%）であった。

この他、学校給食用牛乳の消費定着を促進するための事業に対し、1,484万円の補助を行った。

イ 指定助成対象事業

8年度の指定助成対象事業については、生産対策事業、流通消費改善対策事業、価格対策事業等91事業に対し、補助事業として609億7,869万円の助成を行った。

(4) 加工原料乳生産者補給金交付業務

8年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量230万tに対し、知事認定数量237万9,779tと限度数量を上回ったことから、限度数量230万tについて生産者補給交付金を交付した。その総額は、264億2,700万円で、単価は11円49銭/kg（保証価格75円75銭と基準取引価格64円26銭との差額）であった。

(5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

8年度の生産者補給金は、「黒毛和種」及び「褐毛和種」については平均売買価格が保証基準価格を上回って推移したため交付はなく、「その他肉用専用種」1万5,368頭を対象に6億6,299万円、「肉専用種以外の品種」48万1,942頭を対象に81億9,443万円、合計88億5,743万円を交付するとともに72億3,085万円の生産者積立助成金を交付した。

(6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する

情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットを通じて情報提供を行うとともに、畜産物の市況等について通信衛星を利用して映像情報を提供した。この経費の総額は6億9,295万円であった。

(7) 畜産物の需要増進業務

8年度は、特産畜産物フェア、需要開発調査研究事業、新聞、雑誌等の各種媒体を通じた消費啓発事業等を実施した。この経費の総額は、1億6,702万円であった。

3 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

8年度の牛肉の国内生産は、肉専用種、乳用種ともに減少し、全体では前年度をかなりの程度下回る38万3千t（部分肉ベース）となった。

輸入については、4年度から7年度まで連続して増加していたが、狂牛病や病原性大腸菌O-157の影響等で、8年度はかなりの程度減少し、61万1千tとなった。

牛肉の卸売価格（省令価格（去勢牛の「B-2」「B-3」規格））は、8年度は通年で前年度同期より高い水準で推移し、年度平均でも、前年度をかなり大きく上回った。

小売価格については、国産牛肉は概ね堅調に推移し、年度平均では前年をわずかに上回った。輸入牛肉は9月・10月を除き、前年を上回る水準で推移し、年度平均では前年度をやや上回った。

(2) 豚 肉

8年度の豚肉の国内生産は、前年度をわずかに下回る88万4千t（部分肉ベース）となった。

8年度の輸入量は、4月～6月に前年比261.7%の大幅な増加があったため、7月1日以降関税の緊急措置が発動されたにもかかわらず、前年度を大幅に上回り、66万3千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、概ね前年を上回る水準で推移し、年度平均では、前年度をやや上回った。

小売価格については、前年並みないしわずかに前年を下回る水準で推移し、年度平均は前年度をわずかに下回った。

(3) 鶏 肉

8年度の鶏肉の国内生産は63年度以降、前年並みないし前年をやや下回って推移しており、8年度は前年度をわずかに下回り、124万1千t（骨付きベース）となった。

卸売価格（と体大）は、4年度以降前年度を下回る水準で推移していたが、8年度は前年度をやや上回った。

(4) 鶏 卵

8年度の鶏卵の国内生産は、3年度以降やや増加したものの、6、7年度は、前年をわずかに下回って推移し、8年度は前年度をわずかに上回る257万tであった。

卸売価格は4年1月以降低水準で推移していたが、6年夏以降、概ね前年を上回って推移し、8年度は前年度をやや上回る水準であった。

表3 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：トン、%)

区 分	牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵	
5 年度	生 産 量	594,541	1,437,804	6,571	483	1,318,752	3,358,151	2,599,056
	輸 出 量	62	216	6	0	5,347	5,631	44
	輸 入 量	809,873	649,776	39,558	90,544	389,817	1,979,568	98,523
	計	1,404,352	2,087,364	46,123	91,027	1,703,222	5,332,088	2,697,535
	指 数	232.9	127.6	51.4	57.6	142.2	144.7	132.1
	構 成 比	(26)	(39)	(1)	(2)	(32)	(100)	
6 年度	生 産 量	605,237	1,376,785	7,812	439	1,268,190	3,258,463	2,563,319
	輸 出 量	69	112	0	0	2,999	3,180	45
	輸 入 量	834,236	718,637	27,031	81,448	488,542	2,149,894	103,853
	計	1,439,404	2,095,310	34,843	81,887	1,753,733	5,405,177	2,667,127
	指 数	238.7	128.1	38.8	51.8	146.4	146.7	130.7
	構 成 比	(27)	(39)	(1)	(2)	(32)	(100)	
7 年度	生 産 量	590,904	1,299,197	8,441	341	1,270,988	3,169,871	2,549,672
	輸 出 量	77	115	0	0	2,859	3,051	70
	輸 入 量	940,521	763,779	32,638	83,110	541,825	2,361,873	109,901
	計	1,531,349	2,062,861	41,079	83,451	1,809,954	5,528,694	2,659,503
	指 数	253.9	126.1	45.8	52.8	151.1	150.0	130.3
	構 成 比	(28)	(37)	(1)	(2)	(33)	(100)	
8 年度	生 産 量	546,668	1,263,281	7,930	295	1,240,674	3,058,848	2,567,337
	輸 出 量	96	54	2	0	2,998	3,150	124
	輸 入 量	873,201	947,685	24,195	67,277	563,995	2,476,354	109,510
	計	1,419,773	2,210,912	32,123	67,572	1,801,671	5,532,052	2,676,723
	指 数	235.4	135.1	35.8	42.8	150.6	150.1	131.1
	構 成 比	(26)	(40)	(1)	(1)	(33)	(100)	

- (注) 1 生産量(枝肉)は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食肉流通統計」「畜産物流通統計」
 2 輸出入量は大蔵省関税局「日本貿易月表」を枝肉換算
 3 計は、(生産量－輸出量＋輸入量)である。
 4 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量は家さん肉である。
 5 指数は55年度を100として計算。同欄の()は同年の品目合計を100とした構成比である。
 6 平成7年度の生産量と平成8年度の数字は概数値

表4 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円)

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		鶏 卵	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
4 年度	1,025(87)	398(102)	500(98)	161(102)	240(97)	113(103)	163(76)	272(82)
5 年度	1,057(103)	395(99)	451(90)	160(99)	222(93)	111(98)	161(99)	272(100)
6 年度	1,006(95)	393(99)	453(100)	159(99)	203(91)	109(98)	169(105)	277(102)
7 年度	997(99)	391(99)	477(105)	161(101)	199(98)	107(98)	197(117)	296(107)
8 年度	1,127(113)	395(101)	490(103)	160(99)	206(104)	109(102)	204(104)	305(103)
9 年								
4 月	1,043(105)	392(100)	556(117)	158(99)	201(99)	107(98)	192(109)	296(104)
5 月	1,068(118)	395(101)	516(111)	160(100)	202(100)	108(101)	190(115)	293(107)
6 月	1,042(110)	397(103)	539(97)	159(99)	200(101)	107(99)	171(108)	274(106)
7 月	1,119(120)	390(102)	573(112)	160(101)	202(103)	108(101)	170(108)	270(106)
8 月	1,055(108)	397(105)	562(107)	157(98)	207(105)	109(102)	178(110)	274(108)
9 月	1,239(123)	393(103)	498(107)	161(100)	207(107)	109(101)	227(100)	303(100)
10 月	1,152(113)	391(101)	421(106)	160(99)	207(105)	109(103)	215(101)	341(103)
11 月	1,150(107)	392(98)	398(95)	159(98)	208(105)	109(103)	218(101)	312(99)
12 月	1,160(110)	394(98)	459(103)	161(99)	214(107)	110(103)	263(104)	356(105)
1 月	1,186(118)	396(99)	418(93)	160(99)	212(104)	112(103)	179(94)	288(99)
2 月	1,193(115)	400(100)	461(86)	160(101)	209(103)	111(103)	228(103)	318(99)
3 月	1,117(112)	400(102)	481(100)	160(100)	210(105)	112(105)	220(98)	336(102)

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「プロイラー流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」による東京における1kg当たり価格。
 小売価格は総務庁「小売物価統計調査報告」による東京都区部における100g当たり価格。但し、鶏卵は1kg当たり価格。

- (注) 1 () は前年同月比(%)である。
 2 牛肉、豚肉の価格は消費税額を含む。

表5 食肉加工品生産量の推移

	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
4年度	170(97)	75(102)	298(102)	544(100)
5年度	166(97)	78(104)	304(102)	547(101)
6年度	168(102)	76(97)	306(101)	550(101)
7年度	167(99)	77(101)	311(101)	555(101)
8年度	156(93)	78(102)	305(98)	539(97)

資料：畜産局「食肉加工品生産量調査報告」

(注) () 内は前年度比 (%) である

4 食肉等の流通対策

(1) 家畜市場近代化総合整備事業

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編・移転整備し、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を図った。(8年度2か所補助)

(2) 国産食肉産地体制整備事業

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の省力化設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センターの整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

8年度は、基幹施設の新設1か所について補助した。

(3) 鶏卵流通改善事業

我が国の脆弱な液卵製造、流通体制を整備することにより、良質液卵のコストの低減、品質の安定・向上を実現させ、国産良質液卵の需要拡大を図るとともに、輸入液卵需要者に対する国産液卵利用の道を開き、鶏卵生産の安定に資することとした。

(4) 食肉小売適正化対策指導事業

食肉小売段階の改善を図り、消費者の合理的な食肉購買を促進するため、各都道府県知事が指定した標準食肉販売店において、食肉小売品質基準に基づく適正表示販売を行わせるとともに、消費者モニターによる販売状況調査及び県段階で消費者モニターと業界との定期的な懇談会を実施した。

8年度は11県において約1,700店が標準食肉販売店の指定を受け22県において懇談会を42回開催し、本事業の推進に当たった。

5 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉

用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づいて、肉用子牛価格が異常低落了た場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を平成2年度より実施しており、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降、補てん財源の構成について助成している。

(3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵の衛生的な生産確保のためのモニタリング衛生検査体制の整備を行うとともに、鶏卵等の衛生的流通、処理のために必要な施設等の整備を行った。

第4節 家畜及び鶏の改良増殖対策

1 家畜の改良増殖対策

(1) 乳用牛改良増殖対策事業

ア 乳用牛群検定普及定着化事業

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的肉利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

8年度は、46都道府県で、総検定農家数13,246戸、総検定頭数534,045頭の能力検定を実施し、検定頭数の普及率は44.4%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進事業

乳用種雄牛後代検定事業は、凍結精液利用技術の急速な普及定着に伴い、乳用牛の能力向上に大きな影響を及ぼす雄側からの改良を推進するものとして、国の家畜改良センターや都道府県のステーションを中心に実施してきたところであるが、近年の国際化の進展に対応して酪農が安定的に発展するためには、さらに雄

側からの改良を効率的に推進する必要があることから、牛群検定農家を活用した民間の候補種雄牛をも含めた統一的な後代検定を実施した。

8年度は54頭の種雄牛が新たに選抜供用され、昭和44年度以降これまでに491頭の種雄牛が遺伝的能力の優れた検定済種雄牛として、広域のかつ効率的に利用されている。

(2) 肉用牛改良増殖事業

ア 肉用牛群改良基地育成事業

肉用牛の品種の特性を活かした効率的かつ組織的な育種改良により産肉性等経済能力の向上を図るため、計画交配と産肉能力検定による優良種雄牛の選抜、受精卵移植技術等を活用した雌側からの改良の推進、低コスト生産に適した放牧肉用牛の改良の促進等を行う事業を全国22道県で実施した。

イ 肉用牛品質向上対策事業

(ア) 肉用牛群資質向上対策

肉用牛の資質の向上を図るため、繁殖雌牛改良組合を組織化し、肉用子牛生産者補給金制度を活用し、枝肉成績を組織的にとりまとめ繁殖経営にフィードバックし優良繁殖雌牛群の整備を図るとともに、生産諸データをとりまとめ生産経営技術の改善指導を行う事業を、全国47か所で実施した。

(イ) 交雑種肉用牛品質向上対策

交雑種生産用として高能力を発揮する種雄牛を効率的かつ早期に選定し、優良交雑種素牛を生産するための体制整備を行う事業を、全国18か所で実施した。

ウ 沖縄肉用種雄牛供給事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付けする事業を実施した。

(3) 豚改良増殖事業

ア 優良種豚育種効率向上推進事業

生産性の向上や豚肉の品質向上の根幹となる純粋種豚の改良を図るため、民間の種豚生産者の組織化による改良組合の育成、種雌候補豚及び種雄候補豚の能力検定の実施及び検定合格豚を優良種豚生産者へ貸し付ける事業を、全国13県で実施した。

イ 優良系統豚利用定着化事業

系統豚の利用を推進するため、肉質、発育性、斉一性等に優れた系統の造成、組合せ検定用種雄豚の導入、系統間F1母豚の繁殖・産肉能力の調査、肉豚の産肉能力等の調査を行う系統豚の組合せ検定を実施するとともに、系統豚の維持利用を促進するため、系統維持群の能力・血統管理を全国15県で実施した。

(4) 優良種馬改良増殖推進事業

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、7道県において実施した。

(5) 鶏の改良増殖事業

ア 鶏の能力検定推進型

(ア) 優良国産鶏作出体制整備

ア) 種鶏性能調査

生産性の向上や鶏卵・鶏肉の品質の向上の根幹となる素材鶏の改良を図るため、素材鶏及び優良系統の能力調査を、都道府県施設で実施した。8年度は、卵用鶏3県、肉用鶏3県について、検定を実施した。

イ) 組合せ検定

農家に普及可能な優良組合せを選定するとともに地域に適した優良組合せを検定するため、国、都道府県の主要系統を計画的に交配した組合せ検定を、都道府県施設で実施した。

8年度は、卵用鶏11県、肉用鶏2県について、それぞれ検定を実施した。

ウ) フィールド性能調査

国及び都道府県において優良国産鶏として普及し得ると目される優良組合せについて、農家段階における性能調査試験を実施した。

8年度は、卵用鶏2県、肉用鶏8県において、それぞれ検定を実施した。

(イ) 鶏の育種改良強化

高品質鶏肉生産の基礎となる在来鶏の改良、凍結精液利用技術の実用化を推進し、凍結精液を利用した高能力な卵用鶏の系統造成及び消費者ニーズに対応した育種素材の有効利用を行う事業を実施した。

8年度は、在来鶏等改良事業を4県、凍結精液利用実用化推進事業を4県、凍結精液利用系統造成事業を3県、優良素材鶏利用事業の赤玉タイプを4県、もも肉タイプを1県、肉質改良強化型を5県において実施した。

イ 優良国産鶏の増殖普及システム強化型

国産種鶏の安定供給体制を整備し、優良国産鶏の増殖普及を図るため、飼養者に対する管理技術指導等を実施した。8年度は、8県において実施した。

(6) 種 畜 検 査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われ、7年度は5,689頭が合

格した。

2 家畜改良センター

家畜改良センターは、我が国畜産の厳しい情勢に対応して、より一層の家畜の能力向上、飼養管理技術の改善等を通じた生産コストの引き下げ、畜産経営の体質強化等を推進するため、近年発展の著しいバイオテクノロジー等畜産新技術を活用した効率的な改良増殖を推進する機関として、平成2年10月に発足した。

平成8年度においても、その基本方針に基づき、①家畜・家きんの改良増殖、②先端技術の開発・実用化、③畜産新技術の実証展示及び指導研修、④家畜改良等情報システムの整備、⑤種子対策、⑥飼料作物流通種子検査、⑦ジーンバンク事業等の各事業を実施した。(運営費78億5,924万9千円、施設整備費8億730万7千円)

(1) 家畜・家きんの改良増殖

家畜・家きんの改良増殖については、畜種別に以下の改良増殖事業を実施するとともに、優良種畜等の配布を行った。

ア 乳用牛

国際化の進展に伴う低コスト高品質生産の要請に対応しつつ酪農経営の安定を図るためには、乳量、乳質及び産肉面で優れた種雄牛を広域利用し、乳用牛群全体の能力向上を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用したきょうだい検定による新育種手法により種雄牛を作出する、乳用優良牛群育種改良事業(MOET)を実施するとともに、泌乳能力に加え産肉能力に優れた種雄牛を作出するため、候補種雄牛について能力検定を行う乳用種雄牛能力検定事業を、新冠、十勝、岩手及び宮崎の各牧場で分担して実施した。

また、乳用牛舎の堆肥盤関連施設等の整備を行った。(運営費4億230万6千円、施設整備費8,389万1千円)

イ 肉用牛

牛肉の輸入自由化等に対応し肉用牛経営の安定を図るためには、生産性に優れた肉用牛の改良増殖を推進し低コスト化を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用した効率的な育種手法により種雄牛を作出する、肉用牛改良効率促進事業を拡充し、従来の間接検定に比べ短期かつ低コストなクローン検定(卵分割による一卵性双子を利用)等新育種法の開発・実用化を図ることとし、センター本所、奥羽及び鳥取牧場が分担して実施した。また、増体量、枝肉歩留、肉質等の特定の形質について遺伝力が高い牛群を作出し、これらの特定形質の導入が必要な育種実施主体に供給することを目的とする、肉用牛優良形質固定事業

を奥羽及び宮崎牧場において実施した。さらに、産肉性及び粗飼料の利用性が高い外国種等肉用牛の種雄牛を作出する外国種等肉用牛育種改良事業を、十勝、奥羽及び熊本の各牧場で実施するとともに、肉質のバラツキの少ない交雑種(F₁)生産のための肉用種雄牛高度利用事業を十勝牧場で実施した。なお、奥羽牧場の肉用牛舎の堆肥盤関連施設の整備を行った。

(運営費、3億9,248万1千円、施設整備費8,389万1千円)

ウ 豚

豚肉消費の多様化に対応し効率的な肉豚生産を行い養豚経営の安定化を図るためには、斉一で能力の高い系統豚の普及が不可欠である。このため、ハンプシャ一種及びデュロック種の雄型系統について、優良系統を作出する豚系統造成事業を実施するとともに、系統造成のための育種素材の確保供給を行う優良純粋豚確保供給事業を茨城及び宮崎牧場で分担して実施した。なお、茨城牧場において、育成豚舎の更新、宮崎牧場において種雄豚舎の増築を行った。

(運営費1億6,338万1千円、施設整備費3億4,677万1千円)

エ 鶏

我が国の気候風土にあった国産鶏の改良増殖を推進するため、その実用鶏作出のもととなる優良基礎系統の造成を行う鶏系統造成事業を岡崎及び兵庫牧場で実施するとともに、血液型、DNA型判定技術を応用したサルモネラ抵抗鶏を作出する、鶏の抗病性育種事業を本所で実施した。

(運営費2億515万6千円、施設整備費7億880万円)

オ その他の家畜

馬(農用・乗用)及びめん羊の改良増殖については、十勝牧場、山羊の改良増殖については長野牧場で実施した。

実験動物の改良増殖については、ウサギと小型ヤギについて長野牧場、小型ブタについて茨城牧場で実施した。

(運営費7,990万9千円)

カ 育種素材の確保

肉用牛リムジン種の性能調査を十勝牧場で実施するとともに、鶏の改良増殖の参考に資するために外国ひなの性能調査を、岡崎及び兵庫牧場において実施した。

また、育種改良上有用な個体及び系統(含む精液、受精卵)の収集、保存を実施した。

(運営費3,550万6千円)

キ 外国種畜等の購入

家畜改良センターの種畜の改良に資するため、乳成

分の改良に資するためオランダからホルスタイン種雌牛を導入するとともに、国内購買により乳用牛、鶏を導入した。

また、乳用牛、外国種肉用牛については凍結精液を海外から輸入した。

(運営費4,773万2千円)

ク 飼料生産業務

飼料生産については、大家畜の飼育に必要な粗飼料を確保するため、大型農機具を活用した効率的な乾草及びサイレージの生産を行うとともに、飼料の高位生産技術及び低コスト化技術の調査を行った。2,340haの飼料生産は場において、TDN換算で、乾草5,097t、サイレージ類3,608t、穀実類75tを生産した。

(2) 先端技術の開発・実用化

効率的な家畜改良増殖及び畜産経営を推進するためには、受精卵移植等の畜産新技術の活用・普及を図ることが必要である。

このため、本所において牛の核移植技術、鶏の形質転換鶏作出技術、理化学的分析を活用した肉用牛の枝肉評価技術及び同技術を利用した効率的肥育技術並びに高品質肉豚及び肉鶏生産のための優良肉質判定基準の策定並びにそれを加味した新しい育種手法、無脂固型分向のための乳用牛の飼養管理技術等の開発・実用化に係る各種事業を実施するとともに、新たに遺伝子解析技術を活用した乳房炎に抵抗性のある乳用牛の作出手法の確立及び牛の生体内卵胞卵子吸引技術の開発・実用化に着手した。

また、豚の受精卵移植関連技術の開発・実用化のための事業を家畜改良センター本所、茨城及び宮崎牧場で、本所、新冠、十勝、奥羽、岩手、鳥取及び宮崎牧場において、県・民間等の畜産新技術関係機関を集めた畜産新技術普及推進協議会を開催し、畜産新技術の普及を行った。

(運営費2億3,455万円、施設整備費1億5,253万1千円)

(3) 畜産新技術の実証展示及び指導研修

ア 畜産新技術の実証展示

畜産新技術を活用した肉用牛の低コスト・管理体系を普及するため、本所において、多胚誘起法による双子生産技術、十勝牧場において電気牧柵等を活用した低コスト肉用牛生産技術の実証展示を実施した。

(運営費5,521万2千円)

イ 畜産新技術指導研修及び畜産技術協力

畜産新技術の実用化及び実証展示で得られた成果を普及するために、本所において都道府県等の畜産技術者を対象として家畜人工授精指導者研修及び家畜受精

卵移植指導者研修等を実施するとともに、近年開発途上国からの畜産技術協力の要請が急速に増加してきていることに対応し、開発途上国の畜産技術者に対し、受精卵移植技術等6コースの集団技術研修を実施したほか、プロジェクト協力事業に係るカウンターパートの研修、青年海外協力隊等の派遣前研修を実施した。

(運営費2,876万1千円)

(4) 家畜改良等情報システムの整備

家畜の遺伝的能力評価の効率化を図るため、本所において、血縁関係をもとに祖先、きょうだい、後代のデータを用いて、種雄牛評価をより正確に行うとともに雌牛の評価を可能とするアニマルモデルによる能力評価システムを実用化した。平成8年には春と秋に乳用牛の全国能力評価を実施・公表し、肉用牛等他の畜種への適用についても検討を行った。

さらに、種子部門においては、品種比較栽培調査、都道府県の奨励品種選定調査等から得られる品種情報のデータベース化を行った。

(運営費9,426万2千円)

(5) 種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、十勝、長野及び熊本各牧場に採種ほ(原原種、原種)、検定ほ等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。

また、OECD牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用原種種子の品種証明業務を長野牧場において行った。

(運営費1億1,433万1千円)

(6) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づく「指定種苗」を対象に、①表示事項及び、②表示事項の内容に関する検査等を十勝、長野及び熊本牧場において実施した。

(7) ジーンバンク事業

家畜改良センターは、動植物遺伝資源のサブバンクとして位置付けられており、保存の必要のある家畜・家さん及び飼料作物について収集・保存を行っている。

平成8年度は、動物遺伝資源については、見島牛を鳥取牧場に収集したほか、黒毛和種(岡山下前系)を鳥取牧場に、宮古馬を十勝牧場に、コンクス・ロフタンを岩手牧場にそれぞれ収集し、特性調査を実施した。植物遺伝資源については、栄養体の保存及び127品種(系統)の種子の再増殖を行うとともに、特性調査を行った。平成8年度までのジーンバンク事業による保存数(件数)は、動物32品種(系統)、植物363品種(系統)となった。